

大阪府立大学研究公正規程運用指針

1. 趣旨

大阪府立大学（以下「大学」という。）は、大阪府立大学研究公正規程（以下「研究公正規程」という。）を運用するうえで必要な事項を以下のとおり示す。

2. 特定不正行為以外の不正行為

研究公正規程第3条第1項第2号により定める「前号以外の研究活動上の不適切な行為」とは、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップや同じ研究成果の重複発表などの行為を指す。

3. 研究倫理に関連する法人の規程等

研究公正規程第4条第2項により定める「研究倫理に関連する法人の規程等」とは、法人で定める規程のほか、大学及び部局で定める規程、要綱、内規などを含む。

4. 研究倫理の確立

法人は、研究公正規程第4条第3項に定める「研究倫理の確立」を図るため、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校研究公正推進委員会規程第2条第2項第1号により定める「本学の研究行為についての現状把握」の一つとして、部局が設置する研究倫理委員会の研究倫理に係る審査状況を把握するものとする。

5. 研究データの取扱い

研究公正規程第9条により定める研究データの保存については、部局において、別途定める「研究データの保存に関するガイドライン」などに基づき行う。

6. 調査委員会の委員

研究公正規程第15条第2項第3号により定める「教職員以外の外部有識者」については、法律の知識を有する者1名以上を含めて委嘱するものとする。

7. 本運用指針の改正

本運用指針の改正は、必要に応じて行うこととする。また、改正にあたっては大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校研究公正推進委員会に諮るものとする。

附 則

本運用指針は、平成31年4月1日から施行する。